

一般社団法人 日本バーテンダー協会
運営細則 附則

一般会員規定

第1条 目的

本規定は一般社団法人 日本バーテンダー協会（以下「協会」と言う）定款並びに運営細則に基づく、一般会員の入会資格とその権利及び義務を明確にする為の必要事項を定める。

第2条 会員資格と入会

定款に於ける一般会員は、協会の事業及び目的に賛同し、入会を希望する20歳以上の国内に居住する個人を対象とする。

- ② 一般会員候補者を機関誌及びその他の媒体を通じて公募する際、又は一般会員に告知をする際は、その表記を「コムラード会員」とし、協会定款・運営細則に於ける「一般会員」と同義とする。
- ③ 入会手続は、運営細則第2章4条1項の通りとする。

※運営細則は協会ホームページに掲載。

- ④ 入会金及び年会費の納入が確認された時点で会員資格取得者とし、会員証（コムラードカード）並びにバッジを送付する。
- ⑤ 会員資格は事業年度毎の年会費納入時に、会員証の有効期限と共に更新するものとする。
- ⑥ 前項に拘らず、入会申し込み内容に虚偽や漏れがあった場合、又は会員として不適切と判断した際は申し込みを承諾しない場合がある。

第3条 会員の権利と特典

一般会員は運営細則第2章3条1項に定める権利を有し、次の特典を受ける事が出来る。

※運営細則は協会ホームページに掲載。

- ② 協会が発行する機関誌とホームページに於ける会員限定記事の閲覧。
- ③ 協会を通じて得た飲料製品及びカクテルに関する情報や資料の閲覧。
- ④ 協会が全国で開催するセミナー、各種イベントへの無料参加、又は割引参加。
- ⑤ 協会が推薦する資格試験の受験、資格の取得。
- ⑥ その他、会員にとって有益な情報の閲覧。

第4条 会員の義務

一般会員は定款第7条及び運営細則第2章5条に規定する入会金及び会費を納入しなければならないものとする。

※定款及び運営細則は協会ホームページに掲載。

- ② 会員は、この規定の他、法令、定款及び運営細則に定める規則を遵守しなければならない。
- ③ 会員は、登録された住所等に変更が生じた場合、速やかに協会へ届け出なければならない。

第5条 入会金と会費等

一般会員は入会金2,000円、年会費12,000円とし、入会金は入会時、年会費は事業年度毎に納入する事とする。

- ② 事業年度途中での入会者は年会費を月割りにて算出し納入する。
- ③ 定款第3章11条により、収めた入会金、その他の拠出金は如何なる場合も返還しないものとする。

※定款及び運営細則は協会ホームページに掲載。

第6条 任意退会

定款第3章8条及び運営細則第2章6条により、協会を任意に退会する一般会員は、会長宛に所定の退会届を提出する事により、随時退会する事が出来る。

② 会員資格の継続更新を希望しない場合は、事前に協会事務局に連絡し、退会手続きする事とする。

第7条 会員資格の停止及び取り消し

一般会員が次の各項の一つに該当した場合、会員資格の一時停止、又は取り消す事が出来るものとする。

- ② 定款、運営細則の定め、及び本規定に反する行為のあった場合。
- ③ 入会申し込み時に虚偽の申告をした場合。
- ④ 法令の規定、並びに公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為があった場合。
- ⑤ 他の会員に迷惑を及ぼす行為があった場合。
- ⑥ 私的な書面配布やデジタル配信等で、協会の信用及び名誉を傷つけ、組織活動を乱した場合。
- ⑦ 会員に発行されるパスワードやIDを、第三者に貸与するなど不正な使用があった場合。
- ⑧ その他会員資格を停止、及び取り消すべき正当な事由がある場合。

第8条 個人情報の取り扱いに関する事項

協会は、会員の個人情報を保護する為、日本の法令その他の規範を遵守する。

会員は、協会が以下の業務を行なう事を目的として、保護措置を講じた上で会員の個人情報を取り扱う事に同意するものとする。但し、次の各項の内容について変更する場合には、事前に会員に対し通知する。

- ② 協会が会員証を発行し、会員管理及び会員に対する各種特典の提供等、正当な事業活動を運営する為に必要な、姓・名・生年月日・住所・電話番号・電子メールアドレス等の会員が入会申し込み時及び入会後に届け出た事項や申告した内容等の個人情報を取得、利用する事。
- ③ 次の各号に示す、協会事務局の正当な事業活動を運営する為の業務に関する事。
 - (ア) 会員資格の継続更新手続き案内。
 - (イ) 本規定遂行に関わる事項。
 - (ウ) 市場調査及びアンケート調査の実施。
 - (エ) 協会が全国で開催するイベント等の案内や景品の送付。
 - (オ) その他、何らかの理由で会員に連絡をとる必要が生じた場合。
- ④ 本条1項に拘らず、次の各号に掲げる場合は、個人情報の提供に関して会員等の同意を必要としないものとする。
 - (ア) 法令に基づく場合。
 - (イ) 国の機関もしくは地方公共団体の委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行する事に対して協力が必要な場合であって、会員の同意を得る事により当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。

第9条 反社会的勢力の排除

協会会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しない事を表明し、且つ将来に亘っても該当しない事を確約し、その排除に向けて相互協力するものとする。

- ② 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）である事。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、入会させる事。
- ④ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしない事。
 - (ア) 協会に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - (イ) 偽計又は威力を用いて協会の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

第10条 その他

一般会員の制度変更、廃止、改定、並びに本規定の変更については、理事会で定めるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとする。

理事会は、会員制度を変更、廃止、改定した場合、適宜会員に告知するものとする。

- ② 会員規定に基づく権利又は法律関係には、日本国の法令を適用するものとする。
- ③ 協会と会員との間で本規定に関連する紛争が生じた場合は、両者で誠意をもって協議し、これを解決するものとするが、訴訟の必要が生じた場合は、東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- ④ 本規定に定めない事項及び運営上必要な事項は、協会の目的に沿って、その都度理事会が定めるものとする。

制定日：2020年6月21日